

品川区障害者福祉タクシー・自動車燃料費助成事業実施要綱

制定 令和6年2月6日 区長決定 要綱第18号

改正 令和7年4月1日 区長決定 要綱第214号

(目的)

第1条 この要綱は、外出困難な障害者に対し、医療型短期入所を利用するほか、日常生活のために必要な福祉タクシー（区が福祉タクシーの供給に関する業務を委託したタクシー業者に属するタクシーをいう。以下同じ。）の利用料金または自動車燃料費の一部を助成することにより、障害者の生活の利便および生活圏の拡大を図り、もって福祉の増強に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 本事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、区内に住所を有し、かつ、次に掲げる区分に応じ、当該各号のいずれかの要件を備えているものとする。

（1）身体障害者手帳または東京都愛の手帳の交付を受けている者で、障害の程度が、アからエまでのいずれかに該当すること。

ア 身体障害者手帳の交付を受け、肢体不自由であって下肢機能もしくは体幹機能に係る障害または脳原性運動機能障害のうち移動機能障害について、障害の程度が3級以上であること。

イ 身体障害者手帳の交付を受け、視覚障害の程度が2級以上であること。

ウ 身体障害者手帳の交付を受け、内部障害の程度が1級であること。

エ 東京都愛の手帳の交付を受け、障害の程度が2度以上であること。

（2）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条に規定する障害福祉サービス受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を受けている者で、受給者証に、アからエまでのいずれかの記載があること。

ア 短期入所障害者医療型（療養介護）

イ 短期入所障害者医療型（その他）

ウ 短期入所障害児医療型（重心・医ケア）

エ 短期入所障害児医療型（その他）

(助成対象の種類)

第3条 本事業における助成対象の種類は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

（1）福祉タクシーの利用料金 対象者が福祉タクシーに乗車した場合の利用料金をいう。

（2）自動車燃料費 対象者または生計を一にする同居の親族が当該対象者の利便に供するために所有している自動車または軽自動車（営業車および二輪車を除く。）の燃料を購入した場合の燃料費をいう。ただし、ここでいう「燃料費」は、ガソリン代および軽油代の2種類とし、オイル代、洗車代その他の費用は含まないものとする。

(助成券)

第4条 区長は、対象者に対し、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める助成券（第1号様式。以下「助成券」という。）を交付する。

（1）500円券 第2条第1号の要件を満たす者（以下「1号対象者」という。）が福祉タクシーの利用料金または自動車燃料費のいずれかを選択して使用できる券（以下「共通券」という。）

（2）医療型500円券 第2条第2号の要件を満たす者（以下「2号対象者」という。）が医療型短期入所を利用する際に使用する福祉タクシーの利用料金または自動車燃料費のいずれかを選択して使用できる券（以下「医療型共通券」という。）

（3）100円券 1号対象者が福祉タクシーの利用料金にのみ使用できる券（以下「タクシー専用券」という。）

2 前項の規定にかかわらず、前項第1号および第3号に規定する助成券を使用する対象者は、タクシー専用券の要否について選択することができる。

3 助成券の交付枚数は、1号対象者にあつては別表第1に掲げる申請月の区分および前項のタクシー専用券の要否に応じ、2号対象者にあつては次条第2項または第3項の交付を決定した月の区分に応じ、同表に定めるとおりとする。

4 助成券の有効期間は、当該助成券を発行した日の属する年度内とする。

（助成券の交付等）

第5条 助成券の交付を受けようとする対象者は、福祉タクシー・自動車燃料費助成券交付申請書（第2号様式）を提出するとともに、身体障害者手帳または東京都愛の手帳を提示して、区長に申請するものとする。ただし、対象者のうち2号対象者においては、この限りではない。

2 区長は、前項の規定により申請をした者に対し、助成券を交付することが適当と認めたときは、助成券を交付するものとする。ただし、2号対象者においては、当該対象者に対し第2条第2号の要件を満たす受給者証が発行されていることをもって、助成券を交付するものとする。

3 区長は、前2項の規定にかかわらず前年度に助成券を交付した者のうち、1号対象者においては、当該年度の当初に第1項の規定による申請があつたものとみなして、第2条に規定する要件を調査し、該当することを確認した者に助成券を交付するものとし、2号対象者においては、有効期限内の受給者証が発行されていることおよび第2条に規定する要件を調査し、該当することを確認した者に助成券を交付するものとする。

4 新たに身体障害者手帳もしくは東京都愛の手帳を取得し、または品川区に転入することにより対象者としての要件を備えることとなった者が助成券の交付を希望する場合は、身体障害者手帳または東京都愛の手帳の交付申請または住所変更の手続きをもって第1項に規定する申請に代えることができる。この場合において、区長は、福祉タクシー・自動車燃料費助成券引換券（第3号様式。以下「引換券」という。）を交付する。

5 前項の規定により引換券の交付を受けた者は、第8条第3号に規定する社会福祉法人品川区社会福祉協議会において当該引換券と引き換えに助成券の交付を受けることができる。

6 1号対象者であり、かつ2号対象者でもある者が助成券の交付を受けようとする場合においては、前条第1項各号に規定する複数の助成券の交付を受けることができるもの

とする。

(助成券の交換)

第6条 区長は、前条の規定により助成券の交付を受けた者（以下「交付対象者」という。）のうち、1号対象者としての交付対象者が助成券の券種の交換を希望する場合においては、既に交付された助成券を返却させることにより、当該年度内1回に限り交換することができる。この場合に交付する助成券の枚数は、別表第2に掲げる返却した助成券の券面額の区分に応じ、同表に定めるとおりとする。

2 交換することができる助成券の上限枚数は、別表第3に定めるとおりとする。ただし、第4条第3項の規定によりタクシー専用券の交付を受けている者は、前項の規定にかかわらず、共通券をタクシー専用券に交換することはできない。

(助成券の使用)

第7条 交付対象者は、福祉タクシーに乗車する場合、タクシー利用料金に相当する券面額の助成券を運転手に渡すものとする。

2 自動車燃料の購入は、次条第2号に規定する自動車燃料の供給に関する業務を受託した燃料販売店とし、交付対象者は、自動車燃料を給油する場合、ガソリン代または軽油代に相当する券面額の共通券を燃料販売店に提出するものとする。

3 交付対象者は、タクシー利用料金または自動車燃料費が助成券の券面額を超える場合は、その超える額を負担するものとする。

4 福祉タクシーの利用地域は、タクシー業者の営業区域内とする。

(業務の委託)

第8条 区長は、本事業の目的を達成するため、次に掲げる業務について、当該各号に定める者に委託する。

(1) 福祉タクシーの供給に関する業務 別に定めるタクシー業者

(2) 自動車燃料の供給に関する業務 別に定める燃料販売店

(3) 助成券の交付および交換ならびに次条に規定するタクシー業者または燃料販売店に対する支払に関する業務 社会福祉法人品川区社会福祉協議会

(支払)

第9条 区長は、前条第1号および第2号に規定する業務の委託に要する費用として、タクシー業者または燃料販売店が回収した助成券1枚につき、券面額および事務手数料として別表第4に定める相当額を当該タクシー業者または燃料販売店に支払うものとする。

(資格の消滅)

第10条 交付対象者が死亡したとき、または第2条に掲げる要件に該当しなくなったときは、福祉タクシー・自動車燃料費の助成を受ける資格は消滅する。この場合において、区長は、未使用の助成券があるときは速やかに返還させるものとする。

(不正使用の禁止)

第 1 1 条 交付対象者は、助成券を不正に使用し、または他人に譲渡してはならない。

2 区長は、交付対象者が前項の規定に違反したときは、助成券の交付の決定を取り消すものとする。

3 区長は、前項の規定により助成券の交付決定を取り消した場合は、残存する助成券の全部の返還を命ずるものとし、次年度以降の助成券を交付しないことができる。

4 区長は、第 2 項の規定により助成券の交付決定を取り消した場合は、当該交付対象者から、不正に使用し、もしくは他人に譲渡した助成券の額面金額に相当する金額の全部または一部を返還させることができる。

(委任)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が定める。

付 則

(適用日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 令和 5 年度に、品川区心身障害者福祉タクシー事業実施要綱または品川区心身障害者自動車燃料費助成事業実施要綱に基づき、福祉タクシー利用券または自動車燃料費助成券を交付した者については、令和 6 年度の当初に第 5 条第 1 項の規定による申請があったものとみなして、第 2 条に規定する要件を調査し、該当することを確認した者に、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める助成券を交付するものとする。

(1) 令和 5 年度福祉タクシー利用券交付対象者 共通券 7 2 枚、タクシー専用券 6 0 枚

(2) 令和 5 年度自動車燃料費助成券交付対象者 共通券 8 4 枚

付 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1

	申請月（1 号対象者） 交付決定月（2 号対象者）	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
タクシー専用券 あり	500 円券 (共通券)	72 枚	66 枚	60 枚	54 枚	48 枚	42 枚	36 枚	30 枚	24 枚	18 枚	12 枚	6 枚
	100 円券 (タクシー専用券)	60 枚	55 枚	50 枚	45 枚	40 枚	35 枚	30 枚	25 枚	20 枚	15 枚	10 枚	5 枚
タクシー専用券 なし	500 円券 (共通券)	84 枚	77 枚	70 枚	63 枚	56 枚	49 枚	42 枚	35 枚	28 枚	21 枚	14 枚	7 枚
	500 円券 (医療型共通券)	480 枚	440 枚	400 枚	360 枚	320 枚	280 枚	240 枚	200 枚	160 枚	120 枚	80 枚	40 枚

別表第 2

返却した助成券の券面額	500 円未満	500 円以上 1000 円未満	1000 円以上 1500 円未満	1500 円以上 2000 円未満	2000 円以上 2500 円未満	2500 円以上 3000 円未満	3000 円以上 3500 円未満
交換する共通券（500 円） の枚数	交換不可	1 枚	2 枚	3 枚	4 枚	5 枚	6 枚
交換するタクシー専用券 （100 円）の枚数	交換不可	5 枚	10 枚	15 枚	20 枚	25 枚	30 枚

返却した助成券の券面額	3500 円以上 4000 円未満	4000 円以上 4500 円未満	4500 円以上 5000 円未満	5000 円以上 5500 円未満	5500 円以上 6000 円未満	6000 円
交換する共通券（500 円） の枚数	7 枚	8 枚	9 枚	10 枚	11 枚	12 枚
交換するタクシー専用券 （100 円）の枚数	35 枚	40 枚	45 枚	50 枚	55 枚	60 枚

別表第 3

申請月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
500 円券 （共通券）	12 枚	11 枚	10 枚	9 枚	8 枚	7 枚	6 枚	5 枚	4 枚	3 枚	2 枚	1 枚
100 円券 （タクシー専用券）	60 枚	55 枚	50 枚	45 枚	40 枚	35 枚	30 枚	25 枚	20 枚	15 枚	10 枚	5 枚

別表第 4

	事務手数料
タクシー業者	券面額の 3 %
燃料販売店	券面額の 4 %

第1号様式（第4条関係）

共通券の表紙

（表）

年度

品川区

タクシー・自動車燃料
共通500円券

有効期間 年 月 日から
年 月 日まで

*この券は、他人に貸したり、譲渡することはできません。

*有効期間が過ぎたり、区外へ転出したときは、残りの券をお返してください。

（裏）

利 用 上 の 注 意

共通券

(表)

年度	品川区		
タクシー・自動車燃料共通500円券			
¥500-	年 月 日まで有効		
ご使用にあたっては、裏面の注意事項を必ずお読みください。 この券は、区と契約しているタクシー事業者・ガソリンスタンドに限り使用できます。 利用前にこの券を提示して、使用可能かどうか確認してください。			
有効期間	年 月 日から	品川区長	
	年 月 日まで		

(裏)

注意事項	乗車／給油年月日
	タクシー組合（会社）名／給油取り扱い店
	乗務員 ※タクシー事業者のみ記入
事務取り扱い・問い合わせ 品川区社会福祉協議会	

(表)

年度

品 川 区

タクシー・自動車燃料

共通 5 0 0 円券 (医療型短期入所用)

有効期間 年 月 日から

年 月 日まで

*この券は、他人に貸したり、譲渡することはできません。

*有効期間が過ぎたり、区外へ転出したときは、残りの券をお返してください。

(裏)

利 用 上 の 注 意

(表)

年度

品 川 区

タクシー・自動車燃料共通500円券
¥ 5 0 0 ー (医療型短期入所用)

ご使用にあたっては、裏面の注意事項を必ずお読みください。
この券は、区と契約しているタクシー事業者・ガソリンスタンドに限り使用できます。
利用前にこの券を提示して、使用可能かどうか確認してください。

有効期間 年 月 日から
年 月 日まで

品川区長

(裏)

注意事項

乗車／給油年月日
タクシー組合（会社）名／給油取り扱い店
乗務員 ※タクシー事業者のみ記入

事務取り扱い・問い合わせ
品川区社会福祉協議会

年度

品 川 区

タクシー専用100円券

有効期間 年 月 日から
年 月 日まで

- *この券は、他人に貸したり、譲渡することはできません。
- *有効期間が過ぎたり、区外へ転出したときは、残りの券をお返してください。

(裏)

利 用 上 の 注 意

タクシー専用券

(表)

年度	品川区
タクシー専用 100円券	
¥100ー	年 月 日まで有効
※ご使用にあたっては、裏面の注意事項を必ずお読みください。	
※この券は、区と契約しているタクシー事業者に限り使用できます。	
利用前にこの券を提示して、使用可能かどうか確認してください。	
有効期間	品川区長
年 月 日から	
年 月 日まで	

(裏)

利用上の注意	乗車年月日
	年 月 日
	組合名（会社名）
	乗務員名
事務取り扱い・問い合わせ 品川区社会福祉協議会	

福祉タクシー・自動車燃料費助成券交付申請書

年 月 日

品川区長 あて

次のとおり福祉タクシー・自動車燃料費助成券の交付を申請します。

また、タクシー専用券については、交付を〔 希望します ・ 希望しません 〕。

新規・更新

障害者	住 所	品川区 丁目 番 号 電話 ()		
	氏 名		生年月日	年 月 日
	手帳区分	1. 下 肢 ・ 体 幹 1 ～ 3 級 2. 視 覚 障 害 1 ・ 2 級 3. 内 部 障 害 1 級 4. 東 京 都 愛 の 手 帳 1 ・ 2 度		

(障害者が20歳未満の場合はご記入ください。)

扶養義務者	住 所	区・市・町 丁目 番 号 電話 ()		
	氏 名		障害者との関係	

申請者 (障害者または扶養義務者と同じ場合は記入不要です。)

氏 名 (障害者との関係)

住 所 電 話

福祉タクシー・自動車燃料費助成券引換券

障害者	住 所			
	氏 名		生年月日	電話 ()
	手帳区分	1. 下肢・体幹機能障害 1～3級 2. 視 覚 障 害 1・2級 3. 内 部 障 害 1級 4. 愛 の 手 帳 1・2度		

申請者	住 所			
	氏 名		障害者との関係	電話 ()
券種		希望する券種に○をつけてください。 1. 共通券のみ（500円券×7枚/月） 2. 共通券＋タクシー専用券（500円券×6枚、100円券×5枚/月） ※タクシー専用券（100円券）は、ガソリンスタンドでは使用できません。		

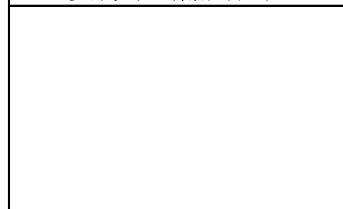
※この券に必要な事項を記入のうえ、障害者手帳または愛の手帳と一緒に品川区社会福祉協議会へ渡してください。

（注）この券は再発行いたしませんのでご注意ください。

品川区社会福祉協議会案内図



受付印（品川区）



受付印（社会福祉協議会）

